

【地方行政・警察委員会】

(1) 審議概観

第143回国会において本委員会に付託された法律案は、本院議員提出1件であり、可決した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

当せん金付証票法の一部を改正する法律案は、当せん金付証票に係る委託業務に関し競争の確保及び透明性の向上を図るため、受託金融機関の範囲の拡大及び地方公共団体が行う検査機能の拡充等を図るとともに、当せん金付証票の発売方策の改善を行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものである。

委員会においては、発議者から趣旨説明を聴取した後、宝くじの民間事業者への売りさばき公募の周知徹底の必要性、昭和29年2月の宝くじ発売の早期全廃努力を内容とする閣議決定と今回の事業拡大の整合性等の質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

〔国政調査等〕

9月22日、海上保安庁業務概況について政府委員から説明を聴取したほか、地方税財源の充実確保、減税等景気対策の地方に及ぼす影響、地方債の繰上げ償還、地方分権の推進、毒物混入事件の解明、災害復旧事業費に係る財政支援等について、西田国務大臣、政府委員等に対して質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成10年8月11日（火）（第1回）

- 理事を選任した。
- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査を行うことを決定した。

○平成10年9月22日（火）（第2回）

- 海上保安庁業務概況に関する件について政府委員から説明を聴いた。
- 地方税財源の充実確保に関する件、減税等景気対策の地方に及ぼす影響に関する件、地方債の繰上げ償還に関する件、地方分権の推進に関する件、毒物混入事件の解明に関する件、災害復旧事業費に係る財政支援に関する件等について西田国務大臣、政府委員及び内閣官房当局に対し質疑を行った。

○平成10年10月8日（木）（第3回）

- 当せん金付証票法の一部を改正する法律案（参第8号）について発議者参議院議員奥石東君から趣旨説明を聴き、同松村龍二君、同木村仁君、西田自治大臣及び政府委員

に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(参第8号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、改ク
反対会派 共産

○平成10年10月16日（金）（第4回）

- 地方行財政、選挙、消防、警察、交通安全及び海上保安等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

（3）成立議案の要旨

当せん金付証票法の一部を改正する法律案（参第8号）

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 受託金融機関の範囲の拡大及び委託事務の再委託の透明性の確保に関する事項
 - (1) 都道府県知事又は特定市の市長は、当せん金付証票の発売等について、銀行その他政令で定める金融機関にその事務を委託して取り扱わせることとする。
 - (2) 当せん金付証票の発売等の事務の委託を受けた銀行等は、都道府県知事又は特定市の市長の承認を得て、当該委託を受けた事務の一部を再委託することができることを明確にするとともに、都道府県知事又は特定市の市長は、承認基準を作成し、公表しなければならないこととする。
- 2 受託金融機関に対する都道府県知事又は特定市の市長が行う検査の拡充に関する事項
 - (1) 都道府県知事又は特定市の市長は、職員をして、その委託業務に関し、少なくとも年3回、受託銀行等の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿その他の関係書類を検査させることとする。
 - (2) 都道府県知事又は特定市の市長は、特に必要があると認めるときは、委託業務に関し、当該職員以外の者で監査に関する実務に精通しているものに検査させることができることとする。
- 3 販売方策の改善に関する事項
 - (1) 加算型当せん金付証票の発売のため、所要の規定の整備を行うこととする。
 - (2) 当せん金の最高金額の倍率の制限を、原則として証票金額の20万倍以内とし、自治大臣が世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証票について、証票金額の100万倍以内とすることとし、そのうち、加算金のある加算型当せん金付証票については、その2倍の200万倍以内とすることとする。
- 4 その他
郵政省の任務として受託銀行等から再委託された当せん金付証票の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務を加える等所要の規定の整備を行うこととする。
- 5 施行期日等
 - (1) この法律は、平成11年4月1日から施行することとする。

(2) この法律の施行に伴い必要な経過措置を定めることとする。

(4) 付託議案審議表

・本院議員提出法律案（１件）

番 号	件 名	提 出 者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決
8	当せん金付証票法の一部を 改正する法律案	松村 龍二君 外6名 (10.10. 7)	10.10. 8	10.10. 9	10.10. 7	10.10. 8 可 決	10.10. 9 可 決	10.10. 8 (予備) 地方行政	10.10.13 可 決	10.10.15 可 決